

ガリレイグループサステナブル調達ガイドライン

フクシマガリレイ株式会社
2023年11月制定

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
2. ガリレイグループの企業理念・・・・・・・・ P 4
3. ガリレイグループの調達活動に関する方針・・・・ P 5～7
4. お取引先の皆さまへのお願い・・・・・・・・ P 8～9

1. はじめに

ガリレイグループは、企業理念に基づき、事業活動を通じて社会課題を解決していくとともに、持続可能な社会の実現と、中長期的な企業価値の向上に取り組んでいます。

一方、社会全体では国連で採択された SDGs をはじめとする持続可能な社会の実現に向けた取り組みへの社会的な関心・期待が高まっており、調達活動においても、サプライチェーン全体で企業の社会的責任を果たすことが求められています。

ガリレイグループでは、2022年に「GALILEI Supplier Hub(ガリレイサプライヤーハブ)」、「GALILEI Contractor Hub (ガリレイコントラクターハブ)」を立ち上げ、お取引先の皆さまと一緒に供給義務を果たしていくとともに、相互の発展を目指し、取り組みを進めています。

このたび、社会からの期待により一層応えるべく、サステナブル調達ガイドラインを制定しました。本ガイドラインでは、当社グループの企業理念・調達活動に関する方針を示すとともに、お取引先の皆さまにお願いしたい事項を取り纏めました。

お取引先の皆さまにおかれましては、本ガイドラインの内容をご確認いただくとともに、サプライチェーンにおける関係者さま（仕入先、下請先、再委託先など）にもご周知いただき、本ガイドラインの遵守にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインの各事項につきまして、お取引先の皆さまに取り組み状況などを確認させていただくため、アンケートなどをお願いする場合がございますので、ご理解・ご協力の程よろしくをお願いいたします。

2. ガリレイグループの企業理念

環境・安全・安心をテーマに「幸せ創造企業」を目指します

第1項 生活者の幸せ	わたしたちは、環境・安全・安心をテーマにお客様と協働し、生活者の「幸せ」に寄与することを基本使命とします。
第2項 お客様の幸せ	わたしたちは、独自の技術とシステムにより、フードビジネスに新しい価値を創造し、お客様の「幸せ」に貢献することを基本使命とします。
第3項 社員の幸せ	わたしたちは、自己責任能力を高め、自身と社業の成長を通じて、物心両面の「幸せ」を追求することを基本使命とします。
第4項 株主・お取引先の幸せ	わたしたちは、将来への目標を共有し、常に業績向上に努め株主やお取引先に「幸せ」を提供することを基本使命とします。

3. ガリレイグループの調達活動に関する方針

◆ サステナビリティ基本方針

ガリレイグループは、企業理念である「幸せ四則」に掲げる「生活者」、「お客様」、「社員」、「株主・お取引先」の幸せを実現するため、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現と、中長期的な企業価値の向上を目指します。

◆ 購買方針

ガリレイグループは、購買活動を行うにあたり、企業行動憲章に基づき公平・公正な取引を推進します。また、環境や人権等の社会問題に配慮し、持続可能なサプライチェーンを実現します。

1. 法令遵守

購買活動を行うにあたり、法令はもとより社内規則を遵守するとともに、社会規範や企業倫理を十分に認識し、良識と責任を持って行動します。

2. 公平・公正な取引

取引先の選定は、経営状態、品質、技術力、価格、納期、社会問題への配慮の姿勢等を総合的に勘案し、公平・公正に行います。また、いかなる場合にも、取引先から現金、商品券等現金に準ずるもの、社会通念を超えるような贈答や接待を受けません。

3. パートナーシップ

取引先とは、信頼関係の向上に努めるとともに、ビジネスパートナーとして相互の繁栄を目指します。また、取引先と共創し、価値ある製品、システム、サービスの製造・開発に取り組みます。

4. 環境への配慮

ガリレイグループの「環境方針」に基づき、環境への影響を配慮した購買を推進します。

5. 人権尊重

ガリレイグループの「人権方針」に基づき、人権を尊重した購買を推進します。

◆ 環境方針

ガリレイグループは、地球環境にやさしい事業活動を重要な経営課題の一つとして認識し、環境への影響を配慮した取り組みを、継続的かつ積極的に推進します。

1. 製品、システム、サービスの製造、販売、工事、メンテナンスを実施するにあたり、環境負荷を低減する製品、システム、サービスの提供・提案を行います。
2. 事業活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境保護に努めるとともに、環境管理システムの継続的な改善に取り組みます。
3. 法規制、条例、当グループが所属する業界団体、地域社会の取り決め等を遵守し、環境管理に努めます。
4. 事業活動によって生じる環境影響のうち、次の項目を重点テーマとし、改善に取り組みます。
 - (1) 環境に配慮した製品、システム、サービスの開発、製造、販売の推進
 - (2) 環境に影響を与える化学物質の使用削減、管理レベルの向上
 - (3) 資源の有効利用の促進
 - (4) 気候変動への対応
 - (5) 自然環境の保護
5. 環境保全に関する目標を設定し、実行計画を作成した上で、これを実施します。またこれらは定期的に見直し、必要に応じて改訂を行います。
6. 環境管理システムの文書化を行い、この内容に沿って運用し、環境管理システムの維持管理を行います。
7. すべての従業員に本方針を周知徹底させるとともに、教育によって環境保護の重要性への意識向上に努めます。また、取引先に対しても、本方針への理解と自社における実践をしていただくように働きかけます。
8. 環境に関する取り組みの状況について、ウェブサイト等を通じて定期的に開示します。

◆ 人権方針

ガリレイグループは、企業活動全体において、すべての人が生まれながらにして持つ基本的権利である人権を、尊重する責任を果たします。

1. 人権の尊重

(1) 差別

国籍、人種、信条、性別、障がい等に基づき、雇用および処遇等に非合理的な差別をせず、多様性を持った人材の共同参画社会の実現に努めます。

(2) ハラスメント

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の人格を傷つけたり、恐怖や不快感を与えたりするあらゆる行為を許容しません。

(3) 児童労働、強制労働

児童労働、強制労働を一切認めず、また、取引先に対しても、当該行為が行われることがないように働きかけます。

(4) 安全、快適な職場環境整備

労働安全衛生対策を徹底し、労働災害の防止に努めるとともに、各職場で働く人々の心と体の健康保持・増進を支援し、安全で健康に働ける快適な職場環境整備に努めます。

2. 人権デュー・デリジェンス

人権尊重責任を遂行するために、本方針に基づき人権デュー・デリジェンスを実施します。自らの活動が引き起こした人権への影響を特定し、負の影響については、原因の回避または軽減に取り組み、適切に対処します。

3. 教育

本方針がすべての従業員に浸透するよう、定期的に教育を行います。また、取引先に対しても、本方針への理解と自社における実践をしていただくように働きかけます。

4. 情報開示

人権尊重に関する取り組みの状況について、ウェブサイト等を通じて定期的に開示します。

4. お取引先の皆さまへのお願い

1) 法令、社会規範等の遵守

- (1) 事業活動を行うにあたり、法令はもとより社会規範や企業倫理を十分に認識し、良識と責任を持って行動すること
- (2) 海外にて事業活動を行う場合は、国際ルールを踏まえ、現地の法令を遵守し、国際社会の一員として誠実かつ公正に事業活動を推進すること
- (3) 知的財産権を尊重し、知的財産権が法令により保護されるよう必要な手段を講じること

2) 環境保護

- (1) 製品等を販売、工事、メンテナンスを実施するにあたり、環境負荷を低減する製品等の提供・提案を行うこと
- (2) 事業活動が環境に与える影響を的確に把握し、環境保護に努めること
- (3) 法規制、条例、業界団体、地域社会の取り決め等を遵守し、環境管理に努めること

3) 人権の尊重

- (1) 国籍、人種、信条、性別、障がい等に基づき、雇用および処遇等に非合理的な差別をせず、多様性を持った人材の共同参画社会の実現に努めること
- (2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の人格を傷つけたり、恐怖や不快感を与えたりするあらゆる行為を許容しないこと
- (3) 児童労働、強制労働を一切認めず、また、取引先に対しても、当該行為が行われることがないように働きかけること
- (4) 労働安全衛生対策を徹底し、労働災害の防止に努めるとともに、各職場で働く人々の心と体の健康保持・増進を支援し、安全で健康に働ける快適な職場環境整備に努めること

4) 品質、安全性の確保

- (1) 製品等について、安全でかつ消費者に受け入れられる品質を確保するとともに、常により優れた製品等を開発すること
- (2) 製品等に関して、消費者に対して安全で正しい使用方法を伝えるため、適正な表示をなし、分かりやすい説明をするよう努めること
- (3) 製品等の安全性が懸念されるような事態が発生した場合、ただちにその原因究明と対策を行うとともに、消費者の安全確保のために必要な情報を提供し、いかなる場合にも、安全性に関する情報を隠蔽しないこと

5) 公平・公正な取引

- (1) 独占禁止法に関する意識を高め、公正で自由な企業間競争を行うこと
- (2) 購買取引に関する方針を確立し、当該方針に則り、公正な購買取引を推進すること

6) 情報管理

- (1) 自社の企業秘密はもちろんのこと、他社の企業秘密も厳重に管理し、社外に漏洩させたり、業務目的外に使用したりしないこと
- (2) 顧客や従業員の個人情報保護の体制を整備し、個人情報の流出や業務目的外への流用を防止すること

7) 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力には毅然として対応し、一切関係を持たないこと。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、毅然とした態度で接し、裏取引や事実の隠蔽を行わないこと

8) 事業継続

自社の事業に関するリスクを特定・評価し、当該特定・評価されたリスクに対しては事業継続のための対策を講じること

以上